

# 国の「住宅手当」の概要について

健康福祉・病院経営委員会資料  
平成21年8月10日  
健 康 福祉 局

国は本年5月に成立した補正予算において、厳しさを増している雇用失業情勢に対応するため、就労意欲のある離職者（ボーダーライン層）に対する新たな支援策として、雇用対策を拡充するとともに住居を失った離職者に対する「新たなセーフティネット」の構築に取り組んでいます。

この「新たなセーフティネット」の一環として「**住宅手当(住宅手当緊急特別措置事業)**」を実施します。

**実施時期:平成21年10月**

## 1 事業目的

本事業は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、家賃相当額を住宅手当として支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

※ 財源:国庫補助金(10/10)

※ 当面、21年度の緊急措置(厚生労働省は22年度以降の予算要求も検討)

## 2 事業実施主体

都道府県、市町村（町村は福祉事務所設置に限る）

※ 新規に住宅を賃借する者 →新たな居住地の自治体で実施  
現に住宅を賃借している者 →現居住地の自治体で実施

## 3 支給対象者

支給申請時に以下の（1）～（7）のいずれにも該当する者

- (1) 2年以内に離職した者
- (2) 離職前に主たる生計維持者であった者
- (3) 就職能力および常用就労の意欲があり、公共職業安定所への求職申込を行う者
- (4) 住居を喪失している者または喪失するおそれのある者
- (5) 原則収入のない者 →ただし一定額未満の収入の場合も支給
  - ・単身世帯約 8.4万円／月
  - ・複数世帯約 17.2万円／月（世帯合計）
- (6) 生計を同一とする同居親族の預貯金が一定額未満
  - ・単身世帯 50万円
  - ・複数世帯 100万円
- (7) 国、自治体の雇用施策による貸付・給付を受けていない者  
(例：就職安定資金融資、生活保護)

※ 支給対象者は支給期間中に、常用就職に向けて就職活動を行う。

## 4 支給期間等

- (1) 支給期間：6ヶ月を限度
- (2) 支給額等：
  - ・地域ごとに上限額設定（住宅扶助特別基準額準拠）  
→横浜市の場合：単身世帯53,700円、複数世帯69,800円
  - ・新規に住宅を賃借する者は、入居する住宅は基準額以下の賃料に限る。
  - ・敷金・礼金は支給対象外（社会福祉協議会の生活福祉資金貸付等で対応）
- (3) 支給方法：本市が住宅の貸主等の口座に直接振込

## 5 事業の実施方法

「**住宅手当支援員(仮称)**」を配置し、申請者への住宅手当支給・就労支援等を実施

## 6 参考(本市における今後の予定)

- 9月上旬 第3回市会定例会に補正予算案上程
- 9月中旬 補正予算案議決  
広報・周知を実施
- 10月～ 事業実施

